

多賀城市消費生活 版 第7号



自宅への訪問販売や電話による勧誘を受けたときに、相手の上手なセールストークやしつこさに負けて、欲しくなかった物をうっかり購入してしまったことはありませんか？

訪問販売などで無理に買わされた場合に契約解除ができるクーリング・オフ制度というものがあります。

クーリング・オフ制度

物を売ったり買ったりする行為は「売買契約」と言い、いったん契約を結ぶと一方的に解除することはできません。しかし、訪問販売や電話勧誘販売などによる不意打ち的な勧誘では、冷静な判断をできずに契約してしまふことがあるため、法律では、契約書を受け取ってから一定の期間、

消費者が冷静に再考して、無条件で解約することができるとクーリング・オフ制度を定めています。

クーリング・オフは業者とトラブルになることはありませんので、ご安心ください。

クーリング・オフ



頭を冷やす

クーリング・オフ制度が認められている取引と適用期間

【訪問販売】8日間

自宅等への訪問販売、キヤッチセールス、アポイントメントセールス（電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売）など

【電話勧誘販売】8日間

電話で勧誘し、申込みを受ける販売

【連鎖販売取引】20日間

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧

誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売（いわゆるマルチ商法）

【特定継続的役務提供】8日間

継続して長期にわたって役務の提供を受ける代わりに高額な対価を約束する取引（エステ、学習塾、家庭教師など）

【業務提供誘引販売取引】20日間

収入を得られる仕事を提供し、仕事に必要であるとして商品等を買って金銭負担を負わせる取引（いわゆる内職商法、モニター商法）

※自分から店に向かいたり業者を呼んで購入した物、通信販売、自動車の契約、使用した消耗品、支払い済みの3千円未満の商品などは、クーリング・オフができません。

クーリング・オフ

（契約解除）の方法

クーリング・オフの手続きは必ず書面で行います。

ハガキなどの書面に「通知書」、「次の契約を解除します。」と記載し、契約年月日・商品名・契約金額・販売会社名・クレジット会社名（クレジットで購入の場合）、通知日、契約者の住所・氏名を記載した上で販売会社とクレジット会社に通知します。



通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社名 株式会社〇〇〇
クレジット会社名 〇〇〇〇〇
通知日 平成〇年〇月〇日
契約者 住所 多賀城市〇〇〇 氏名 〇〇 〇〇

困ったときは

クーリング・オフの手続きや消費トラブルで困ったときは消費生活相談窓口（下記）までお気軽にご相談ください。消費生活相談員が内容をお聞きし、問題解決の方法を一緒に考えます。



消費生活 出前講座

消費生活に関する出前講座を実施しています。受講希望の方（団体）は、下記連絡先までお申込みください。

暖房器具の使い方には十分にご注意ください

ストーブやこたつなど暖房器具は、使用方法を間違えると火災や火傷などの原因となる場合があります。取扱説明書をよく読み、正しい使い方を守りましょう。

また、流通している製品のの中には、欠陥が見つ

「怪しい電話が来た」「頼んでもいないのに商品が届いた」「身に覚えのない請求が来た」など…

困ったときや、おかしいと思ったときは、すぐに下記までご連絡ください。

多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所 2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、宮城県消費生活センターをご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時 電話：022-261-5161